

# 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、川崎市の入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名を適切にし、厳正かつ円滑な契約事務の執行を期するため、有資格業者が工事等の事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。また、この要綱でいう指名停止とは、一定期間指名競争入札に係る入札参加資格者に対して指名を行わないことをいう。

## (指名停止)

第2条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、著しく社会的影響のある事件等の場合には、その発生場所等に関わらず、全国的な対応とすることができる。

2 指名停止を行ったときは、工事等の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができる。

## (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 第2条第1項の規定により、指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の2分の1に相当する期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 第2条第1項の規定により、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間と同一期間を当該共同企業体の代表者に対する指名停止の期間とし、その代表者に対する指名停止の期間の2分の1に相当する期間をその他の構成員に対する指名停止の期間として定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

## (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は

第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 有資格業者が、当該事案について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。
- 4 有資格業者が、当該事案について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、その期間は3か年を超えることができない。
- 5 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について、責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第5条 第2条第1項若しくは、第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除し若しくは第2条第3項により指名を取り消すときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2、様式第3、又は様式第4により通知するものとする。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 有資格業者が、第2条第1項の規定による指名停止に至らない場合に必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（決定及び通知）

第9条 指名停止の措置は契約担当局長が決定し、その結果については、第1指名委員会へ報告するとともに、様式第5、様式第6又は様式第7により関係局長へ通知する。

（報告義務）

第10条 有資格業者は、別表各号に掲げる措置要件の1に該当する事由が発生したときは、速やかに文書により報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、措置要件に該当する事由の発生から概ね1か月以内に行うべきものと

する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指名停止の事務に関し必要な事項は、契約担当局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年9月1日から適用する。
- 2 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱及び運用指針(昭和47年7月1日施行)は、廃止する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が昭和63年8月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年1月1日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成元年12月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年6月7日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成5年6月6日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年1月17日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成6年1月16日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 第4条第2項各号に該当したとき、対象となる指名停止措置が平成7年3月31日以前に生じたものについては、別表各号の対応する措置要件に該当したものとして措置する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成14年9月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成16年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成21年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成21年12月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成23年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別表第1

	措置要件	期間	
虚偽記載	1 本市発注の工事の請負、製造の請負、物品の供給及び修理等の契約（以下「本市契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内	
過失による粗雑工事等	2 本市契約の履行に当たり、過失により工事を粗雑にし、又は粗雑品等を納入したと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内	
	3 本市発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、神奈川県内において、過失により工事を粗雑にしたときで、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内	
故意による粗雑工事等	4 本市契約の履行に当たり、故意により工事を粗雑にし、又は粗雑品等を納入したと認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上36か月以内	
	5 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、故意により工事を粗雑にしたとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内	
契約違反	6 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内	
特定工事請負契約及び特定業務委託契約違反	7 特定工事請負契約及び特定業務委託契約について、契約条例の趣旨及びこれに係る契約条項に違反したとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内	
契約不履行等	8 正当な理由がなくて本市契約を履行しないとき、又は落札したにもかかわらず契約を締結しないとき。	当該認定をした日から12か月以上36か月以内	
安全管理の措置が不適切による事故	公衆損害	9 本市契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
		10 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
	工事関係者等	11 本市契約の履行に当たり、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
		12 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

別表第2

	措置要件	期間	
贈 賄	1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	当該事実を知った日から 12か月以上 36か月以内	
	2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が神奈川県内及び東京都内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	当該事実を知った日から 6か月以上 12か月以内 4か月以上9か月以内 4か月以上6か月以内	
	3 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が前号に掲げる区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	当該事実を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 2か月以上3か月以内	
	独占禁止法違反行為	4 本市業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上 36か月以内
		5 前号以外で、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上 36か月以内

談合及び競売入札妨害	6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が本市業務に関し談合及び競売入札妨害（刑法〔明治40年法律第45号〕第96条の6各項に該当するものをいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上 36か月以内
	7 前号に掲げる者が本市業務以外の業務に関し談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 36か月以内
建設業法違反行為	8 本市の発注する工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上9か月以内
	9 前号以外の工事で神奈川県内及び東京都内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
不正又は不誠実な行為等	10 本市業務に関し、落札者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げる行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上36か月以内
	11 川崎市電子入札運用基準 4-5 又は 5-2 に規定する指名停止措置に該当する行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上1か月以内
	12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、以下の（1）又は（2）の業務に関し、法令に違反するなど不正又は不誠実な行為等をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。  （1）本市契約に関するもの  （2）（1）以外で神奈川県内及び東京都内に関するもの	当該認定をした日から  2か月以上9か月以内  1か月以上6か月以内
	13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

	14 本市業務に関し、入札談合に関する情報があった場合における事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど、「談合情報対応マニュアル」に基づく本市職員の指示に従わないとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
	15 本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
	16 本市発注の低入札価格調査の対象工事又は業務委託において、調査の対象となった者が調査に協力しないとき、又は正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した必要書類を提出しないとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
経 営 不 振	17 不渡手形を出し又は銀行取引停止となるなど倒産状態に陥り、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から経営状態が安定したと認められる日まで
	18 前号に掲げる場合のほか、経営状態が不安定で契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から経営状態が安定したと認められる日まで

別表第3

	措 置 要 件	期 間
暴 力 団 等	1 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号から第3号及び同条第5号に該当すると認められるとき。	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善したと認められる日まで
	2 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。	当該認定をした日から6か月
	3 有資格者又は有資格者の経営に事実上参加している者が条例第7条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められるとき。	当該認定をした日から3か月を経過し、かつ改善したと認められる日まで
	4 本市契約の履行にあたって、条例第2条第1号又は条例第2条第3号に規定する暴力団員等から暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第9条に規定する暴力的要求行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けていたにもかかわらず、本市又は警察に通報しなかったと認められるとき。	当該認定をした日から3か月

# 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針

(令和4年4月1日最終改正)

この運用指針は、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（以下「要綱」という。）に定める別表等の取扱いを定めるものとする。

## 1 措置要件の取扱い（別表第1関係）

### 〔虚偽記載〕

- (1) 競争入札参加資格申請、一般競争入札及び公募型指名競争入札における申請書等に虚偽の記載をした場合とする。
- (2) 虚偽記載に関連して、私文書偽造等の罪により逮捕等された場合には、別表第2の「不正又は不誠実な行為等」を適用する。

### 〔過失による粗雑工事等〕

- (1) 「粗雑工事」とは、工事の目的物にかしがある状態をいう。
- (2) 「かしが重大である」とは、施工上の過失が重大であるとき、公衆に死傷者を生じさせたとき又は重大な損害を与えたとき、あるいは重大な損害を与えるおそれがあるとき等をいい、「かしが重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされたときとする。
- (3) この項の措置要件としては、過失のあるものを対象とし、不可抗力、例えば、現在の技術水準ではおよそ予測することができないような事態の発生、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置の対象としない。

### 〔故意による粗雑工事等〕

- (1) 契約規則第2条第1項（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項第1号）に該当する事案を対象とし、措置期間については、〔過失による粗雑工事等〕の措置基準の取扱いに準じてその都度決定するものとする。

### 〔契約違反〕

- (1) この項の措置要件としては、種々の契約違反が考えられるが、違反の事実のみでなく、信頼関係の破壊、監督、検査業務の阻害など契約の相手方として不相当であると認められる場合等を対象とする。

なお、一般工事等については、市として契約違反の事実を確認し難いので措置の対象としない。

- (2) 契約規則第2条第1項（令第167条の4第2項第6号）に該当する事案はこの項の対象とする。

### 〔特定工事請負契約及び特定業務委託契約違反〕

- (1) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約とは、契約条例（以下、「条例」という。）第7条第1項第1号及び2号の契約をいう。
- (2) この項の措置要件としては、条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、これらの違反に係る是正措置を講じず、又は是正の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合を対象とする。

### 〔契約不履行等〕

- (1) 契約規則第2条第1項（令第167条の4第2項第5号）及び同条第2項に該当する事

案を対象とする。

〔安全管理の措置が不適切による事故〕

- (1) 第9号は、本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合、第10号は、一般工事において、同様の事態を生じさせた場合で、当該事故が重大であると認められることを措置要件とする。
- (2) 第11号は、本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合、第12号は、一般工事において、同様な事態を生じさせた場合で、当該事故が重大であると認められることを措置要件とする。
- (3) 「安全管理の措置が不適切による事故」とは、契約の相手方として、当然払わなければならない注意を怠り、そのために事故を発生させ、公衆又は工事関係者等の生命、身体に危害を及ぼした場合及び日常の生活権を著しく侵害した場合等の事故を対象とする。  
なお、指名停止の措置は、早急に行うことが望ましいが安全管理について、善良なる管理を怠った事実を確認すること等が困難なものについては、関係庁の処分をまって決定できるものとする。
- (4) 「死亡」とは、事故発生より48時間以内に死亡した場合、「負傷」とは、入院加療及び通院加療を要する場合をいう。
- (5) 「施工に当たり」とは、単に工事現場のみに限定する必要はなく、資機材排土等の運搬中あるいは土捨場、資材置場におけるものなどを含めた広い概念としてとらえるものとする。
- (6) 「事故が重大であると認められるとき」とは、安全管理の過失の程度が重大であるとき、又は多数の死傷者を生じさせたとき等がこれに該当することとなるが具体的には個々のケースに即して判断するものとする。
- (7) この項の措置要件としては、安全管理の措置が不適切であったことを要件としているので、いわゆる自損事故や不可抗力による事故は含まないものとする。

## 2 措置要件の取扱い（別表第2関係）

〔贈賄〕

- (1) 贈賄は、悪質な反社会的行為であり、企業の経営姿勢に係わる問題でもあるので、全国的な対応とする。
- (2) 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- (3) 「一般役員等」とは、代表権のない常務取締役、取締役、支店長、営業所長等をいうものとする。

〔独占禁止法違反行為〕

- (1) 独占禁止法第3条に違反した場合（独占禁止法第7条の7第1項の適用を受けた場合を含む。）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知ったとき、指名停止措置を行うものとする。
  - ア 公正取引委員会から排除措置命令が出されたとき
  - イ 公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき
  - ウ 公正取引委員会から刑事告発がなされたとき
  - エ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき
- (2) 独占禁止法第8条第1項に違反した場合は、公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたことを知ったとき、指名停止措置を行うものとする。

- (3) 第4号及び第5号の措置要件に該当した場合において、公正取引委員会から課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この号前段の期間が第4号及び第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第4条第3項の規定を適用するものとする。

[建設業法違反行為]

- (1) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、神奈川県内及び東京都内における建設業法違反容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものは除く。）

[不正又は不誠実な行為等]

- (1) 第10号は、契約規則第2条第1項（令第167条の4第2項第3号）に該当する事案を対象とする。

なお、本市業務以外に関する事案については、第12号（2）に該当するものとして取り扱う。

- (2) 第12号は、原則として、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を対象とし、役員や使用人の私的行為は含まれない。

- (3) 第13号は、代表役員等が、私的に行った反社会性の強い犯罪行為に関する規定でありこれらの者の社会的責任に照らして、当該企業が公共工事等の受注者として、不相当であると判断される場合には、措置対象とする。

ただし、この適用に当たっては、事柄の性格上当該犯罪の容疑で検察官により起訴が相当であると判断された場合、又は禁固以上の刑、若しくは法律の規定による罰金刑を宣告された場合に限られるものとする。

[経営不振]

- (1) 第17号及び第18号は、経営状態が正常とは認めがたい場合をいう。この場合においても契約の相手方として適当かどうかの判断をするものとする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをした有資格業者の指名停止を解除する時期は、裁判所の更生手続きの開始決定又は再生計画の認可の決定を受けてからとする。

### 3 措置要件の取扱い（別表第3関係）

[暴力団等]

この項の措置要件は、「川崎市暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書」に基づき、神奈川県警察本部長に照会し、排除措置対象に該当する事実が判明した場合に措置するものとする。

### 4 措置期間の取扱い

- (1) 措置期間については、別に定める措置基準によるものとするが、決裁日の翌日（午前0

時)を始期として取扱うものとし、短期を起点とし事故等の内容により長期を限度に措置するものとする。

- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

## 5 その他

- (1) 共同企業体の指名停止は、その性格上通年型共同企業体に限り適用するものとする。ただし、随時型共同企業体の構成員であるそれぞれの有資格業者に対しては、通年型の場合に準じた取扱いをするものとする。

- (2) 措置基準1の(3)の括弧書き中「工事」とあるのは、「同一の工種」ということであり、また、1度目のときあらかじめ警告をしておくこととする。

- (3) 要綱第10条で規定する報告義務に該当する事由が発生した場合、有資格業者は、財政局資産管理部契約課宛てに、速やかに文書にて報告するものとする。

ただし、本市契約に係る事由については、有資格業者は、当該契約の発注部署宛てに、速やかに文書にて報告するものとする。

なお、有資格業者から報告を受けた発注部署は、速やかに財政局資産管理部契約課へ連絡を入れるものとする。

# 措 置 基 準

別表第 1 関係

過失による粗雑工事等	1 本市契約		
	(1) 公衆に 3 名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は公衆に重大な損害を与えたとき。 (3) 検査結果が不良であったとき。(工事検査の場合は、評点が 5.5 点未満とされた工事を 1 か年に 2 度生じさせたとき。)	3 か月以上 6 か月以内 2 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内	
	2 一般工事		
	(1) 公衆に 3 名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。	2 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内	
契 約 違 反	3 本市契約		
	(1) 検査業務を阻害したとき。 (2) 下請代金又は公衆に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったとき。 (3) 現場管理に関し再度に渡る指摘にもかかわらず改善されなかったとき。 (4) 履行期限を遅延したとき。(工事以外の場合は 2 週間以上の遅延のとき。) (5) 別表第 1 第 7 号を除くその他契約条項に違反したとき。	2 か月以上 4 か月以内 1 か月以上 2 か月以内 2 週間以上 1 か月以内 2 か月以上 4 か月以内 2 週間以上 4 か月以内	
安全管理の措置が不適切による事故	公 衆 損 害	4 本市契約	
		(1) 3 名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。 (3) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	3 か月以上 6 か月以内 2 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内
		5 一般工事	
		(1) 3 名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。	2 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内

(安全管理の措置 が不適切による事 故)	工 事 関 係 者 等	6 本市契約	
		(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。	2か月以上 4か月以内
		(2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせたとき。	1か月以上 2か月以内
		(3) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	2週間以上 1か月以内
		7 一般工事	
		(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。	1か月以上 2か月以内
		(2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせたとき。	2週間以上 1か月以内